

「J-Basket」会員規定

第1条 (J-Basketサービス) 1. 「J-Basket」(以下「本サービス」という)は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)および株式会社JCBトラベル(以下「JCBトラベル」といい、JCBと併せて「サービス運営会社」という)が運営するサービスの名称です。2. 本サービスは、両社(次条第1項に定めるものをいう。以下同じ)所定のJCBカードにかかる会員規約(以下「会員規約」という)に定める付帯サービスとして、会員に提供されるサービスです。3. 「J-Basket」会員規定(以下「本規定」という)は、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係について定めるものです。本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されます。また、本規定において用いる用語は、特に定めのない限り、会員規約の用語に従うものとします。

第2条 (登録会員) 1. JCBまたはJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社(以下「提携会社」といい、JCBと併せて「両社」という)が発行するJCBカードの会員資格を有する本会員または家族会員の方で、サービス運営会社所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、サービス運営会社が登録を認めた方を本登録会員といたします。なお、本登録会員は、登録申し込みに当たり、本サービスを受けるための対象となるJCBカードを指定するものとします(当該指定されたカードを「指定カード」という)。2. 指定カードの本会員または家族会員で、かつ本登録会員以外の方が、サービス運営会社所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、サービス運営会社が登録を認めた方を追加登録会員といたします。3. 指定カードとは異なるJCBカードにて本サービスのご利用を希望される場合は別途登録が必要となります。その場合、登録いただいたカード1枚につきそれぞれサービス年会費をJCB所定の方法でお支払いいただきます。4. 本登録会員と追加登録会員を併せて登録会員といたします。

第3条 (提供サービス) 1. 本サービスは、指定カードにのみ適用されるサービスです。2. 本サービスの内容、利用方法等については、サービス運営会社が情報誌(サービス運営会社が2ヵ月に1回本登録会員に送付する媒体をいう。以下同じ)に記載して通知するか、または別途書面その他の方法により通知または公表します。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。3. 本サービスの内容は変更される場合があります。その場合、サービス運営会社は、事前に前項の方法により登録会員に通知または公表します。4. 登録会員は、サービスを受ける場合、サービス運営会社所定の方法により利用するものとします。5. 情報誌は追加登録会員には送付されません。

第4条 (本サービスの利用期間) 1. 登録会員は、サービス運営会社が登録会員に対して、登録が完了した旨の通知をしたときから、本サービスを利用することができます。2. 登録会員は、サービス年会費の約定支払日の属する月の11ヵ月後の月の15日まで、本サービスを利用することができます。但し、登録会員とサービス運営会社のいずれからも当該期間の満了日までに通知がない場合には、本サービスの利用期間は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。3. 前項にかかわらず、サービス運営会社は6ヵ月前までに通知することにより、本サービスを終了できるものとします。この場合、JCBは登録会員に対して、登録会員が支払済みの最終年度のサービス年会費を12で除して、前項に基づく本サービスの本来の利用期間が終了するまでの残存月数を乗じた金額を返金するものとします。

第5条 (サービス年会費) 1. 本登録会員はJCBに対してJCBが通知または公表する本登録サービス年会費を毎年お支払いいただくものとします。2. 追加登録会員はJCBに対してJCBが通知または公表する追加登録サービス年会費を毎年お支払いいただくものとします。3. 本登録サービス年会費と追加登録サービス年会費を併せてサービス年会費といたします。4. サービス年会費の支払いは、会員規約に基づき、指定カードによりショッピング利用をした場合と同様に、指定カードにかかる本会員のご指定口座からの自動振替(ショッピング1回払い)となります。本会員は、以下の区分ごとに定められた日に、サービス年会費をお支払いいただくものとします。(1)新たに登録を申し込んだ場合: サービス運営会社が第2条第1項または第2項の登録を認めた日の属する標準期間(会員規約第3章に定められた期間をいう)の満了日の翌月の約定支払日(2)前条第2項に基づきサービス利用期間が延長された場合: サービス利用期間が延長された日の翌月の約定支払日5. JCBまたは提携会社の責に帰すべき事由によらず本サービス登録期間中に途中解約あるいは会員資格を失った場合であっても、いったんお支払いいただいたサービス年会費についてはお返ししません。6. 登録会員が提携会社の本会員または家族会員である場合は、当該提携会社がJCBに代わってサービス年会費の集金を行います。7. 翌年度(第4条第2項に基づく利用期間の延長後のことをいう)以降のサービス年会費は、変更となる場合があります。この場合、サービス運営会社は、新たなサービス年会費の適用が開始される日の3ヵ月前までに、情報誌に記載して通知するか、または別途書面その他の方法により通知します。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。

第6条 (送付先等) 情報誌、各種プレゼント等の送付先は本登録会員があらかじめJCBまたは提携会社に登録いただいたご住所となります(送付先は日本国内に限ります)。

第7条 (登録資格の喪失) 1. 登録会員は、本条に基づき登録会員としての資格を失った場合は、以後、本サービスを利用することができません。2. 登録会員は、指定カードを退会した場合、もしくは指定カードの会員資格を失った場合、またはサービス年会費を本規定の定めに基づき支払わない場合は、登録会員としての資格を失うものとします。3. 情報誌を前条の住所宛てに発送したにもかかわらず、所定の期間お届けできない場合、サービスを停止させていただくこともございます。また、この場合、第4条第2項但書は適用されず、本サービスの利用期間の満了と共に、登録会員の資格は喪失するものとします。4. 本登録会員の資格が喪失した場合、同時に追加登録会員の資格も喪失します。

第8条 (本規定の改定) 両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めただうえて、原則として会員に対してサービス運営会社がその内容を情報誌に記載して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「両社」をJCBと読み替えるものとします。

「J-Basket」会員規定にかかる特別

第1条 (本特則の適用) 1. 本特則は、「J-Basket」会員規定(以下「本規定」という)に定める本サービスの利用および運営に関し、提携会社が発行するJCBデビットカードの会員が登録会員となる場合に適用されます。2. 本サービスの利用を希望するJCBデビットカードの本会員または家族会員は、本規定および本特則を承認のうえ申し込むものとします。3. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条 (本規定の変更) 1. 本規定の「会員規約」は「JCBデビット会員規約」に読み替えるものとします。2. 本規定第5条第4項を以下のとおりに変更します。「4. サービス年会費の支払いは、JCBデビット会員規約に基づき、デビットショッピング利用をした場合と同様の方法により決済されます。本会員は、以下の区分ごとに定められた日(但し、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に、サービス年会費をお支払いいただくものとします。(1)新たに登録を申し込んだ場合: サービス運営会社が第2条第1項または第2項の登録を認めた日の属する標準期間(毎月16日から翌月15日までの期間をいう)の満了日の翌月10日(2)前条第2項に基づきサービス利用期間が延長された場合: サービス利用期間が延長された日の翌月10日」

(JBK001・20200331)